

グループ共済

以下の点を必ずご確認ください!!

- Point 1** 「グループ共済(生命保険部分)」に
配偶者100万円コースが新設されます！
- Point 2** 「グループ共済(生命保険部分)」30年受取コース
(K・K1コース)が新設されます！
- Point 3** 保険料率の改定により、
グループ共済(生命保険部分)の掛金が変わります！
- Point 4** 「グループ共済 傷害給付」にお手軽で充実した
補償プラン(U・U1・U2コース)が新設されます！
- Point 5** 「重病克服支援制度」の継続年齢が延長されました！
(70歳→75歳)



重要

期間途中における内容変更(脱退等)は原則受付できませんので、
お手続き漏れが無いように必ず内容をご確認ください。

※保険期間中の脱退は、原則死亡または退職時のみのお取扱い
となります。

※変更手続きがない場合は、昨年と同内容で自動継続となります。

グループ共済は、低保険料、低配当タイプの新・団体定期保険で運営する新制度に移行し、旧制度(団体定期保険)は消滅します。ご不明な点につきましては広島県学校生活協同組合までお申し出ください。なお、申込書のご提出がなかった場合でも移行手続きがなされますのでご了承ください。また、2025年1月1日よりグループ共済の制度運営費として本人月額掛金に200円が含まれます。



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP5~11に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※グループ共済についてはP13・14をご覧ください。

申込締切日 | **2024年8月23日(金)**

責任開始期
(加入日) | 商品ごとに異なります。
「はじめに」のページをご覧ください。

[契約者] 広島県学校生活協同組合

【制度内容、ご請求に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-64-3312**

はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万ー
の備え



ケガ
への備え



病気・ケガ
への備え



病気・ケガ
への備え



健康増進

グループ共済

年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付新・団体定期保険【生命保険】
責任開始期(加入日) : 2025年1月1日(水)

●

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乗せして保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

グループ共済 傷害給付

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】
責任開始期(加入日) : 2025年1月1日(水)

●

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。

医療保障保険

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】
責任開始期(加入日) : 2025年1月1日(水)

●

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

医療費支援制度

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】
責任開始期(加入日) : 2025年1月1日(水)

●

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

健康づくりサポート

健康づくりサポート

●

- 健康増進に役立つ情報を提供します。
- 楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。



万ー
の備え



ケガ
への備え



病気・ケガ
への備え



健康増進

ご加入いただける方

本 人

配偶者

こども

ご加入いただける方についてはP25をご確認ください。

はじめに

掲載
ページ

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(グループ共済)

グループ共済

グループ共済 傷害給付

医療保障保険

医療費支援制度

健康づくりサポート

重病克服支援制度

短期療養給付

長期療養収入補償制度

リビングガード

ご注意いただきたいこと

重病克服支援制度の年金受取について

各制度の退職後のお取り扱いについて

P.15

P.29

P.31

P.33

P.37

注★☆●は3ページをご確認ください。

重い病気
への備え休職
への備え長期休職
への備えケガ・日常生活上のリスク
への備えその他ご加入に
あたっての
注意事項

商品の名称

重病克服支援制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】
責任開始期(加入日)：2025年2月1日(土)

商品の特長

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

ご加入いただける方

本人

当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

※グループ共済への加入が必要です。

配偶者

17歳6カ月を超える65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

子ども

[年齢は2025年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

短期療養給付

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 病気やケガによる療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
- 保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返り支えます。

当生協の組合員(再任用含む)で、16歳以上64歳以下の方

※グループ共済への加入が必要です。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。]

長期療養収入補償制度

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

当生協の組合員(再任用含む)で、16歳以上64歳以下の方

※グループ共済への加入が必要です。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。]

リビングガード

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクトティブ型)【損害保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超える65歳6カ月までの方^{注*}

※グループ共済への加入が必要です。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。]



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テスライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●退職後の取り扱いについては、P.71～P.80をご参照ください。

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ共済・傷害給付・リビングガード・医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・短期療養給付・長期療養収入補償制度について記載しております。

グループ共済についてはP13・14をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ共済 傷害給付	P.29	医療保障保険	P.31	医療費支援制度	P.33
重病克服支援制度	P.39	短期療養給付	P.49	長期療養収入補償制度	P.51
リビングガード	P.53				

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します(初回は1月分給与より)
ボーナス時保険料(グループ共済)は、年2回の賞与(12月と6月)より控除します(初回のボーナス時保険料は12月分賞与より控除します)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

医療保障保険

医療保障保険は、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[医療保障保険] [医療費支援制度] [重病克服支援制度]

明治安田生命保険相互会社

[グループ共済 傷害給付] [リビングガード] [短期療養給付] [長期療養収入補償制度]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ共済 傷害給付・リビングガード・医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・短期療養給付・長期療養収入補償制度について記載しております。

グループ共済についてはP13・14をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、
お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

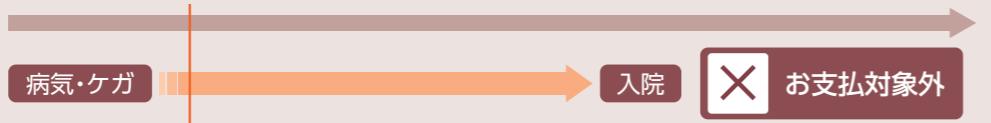
- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)



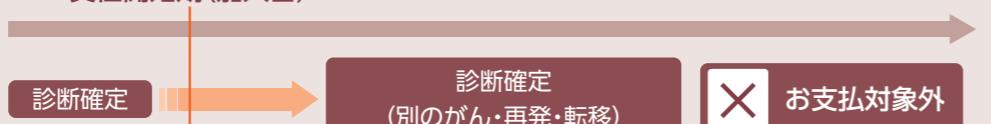
特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知られていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したときなど

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.56

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・長期療養収入補償制度】
STEP1・2へお進みください。

【短期療養給付】

STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。

【グループ共済 傷害給付・リビングガード】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP1 まずは「申込日(告知日)現在」の

1 就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP つぎに、加入する商品ごとに

2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

重病克服支援制度

●7大疾病保障特約

●がん・上皮内新生物保障特約

医療保障保険

医療費支援制度

短期療養給付

長期療養収入補償制度

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。

- 重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

<医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<重病克服支援制度の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

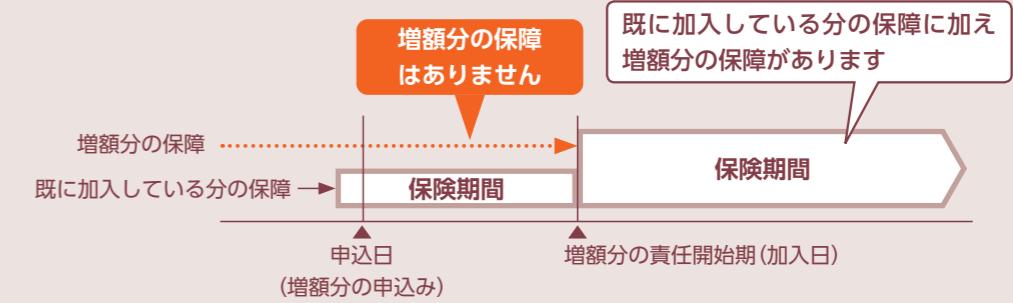
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、「はじめに」に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)



<医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、「はじめに」に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.68

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 P.9

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ共済(年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参考ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・掛金等がご意向に沿った内容になっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・掛金・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 掛金	支払事由
グループ共済	P25	P25	P15	P25

③ 配当金

グループ共済は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

グループ共済は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

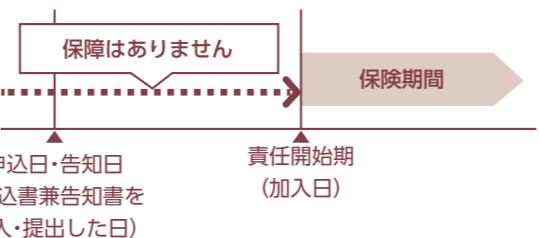
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

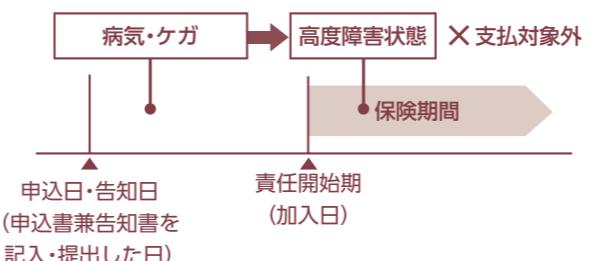


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ共済 P26

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社

中国・四国公法人部 法人営業部
ご照会窓口 082-247-6987

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

グループ共済



意向確認
ご加入前の
ご確認

グループ共済は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・掛金等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。**
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。**

※グループ共済とグループ共済 傷害給付はセットでご加入ください。

※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料は、P29～P30をご参照ください。

本 人

申込コース	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		遺児育英年金制度 こども加入可能人数(人)	
	月額給付				ボーナス 給付(年2回)				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 (給付割合表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 【入院給付金】 (120日を限度として) 1日につき(円)		
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約 万円)						
月額給付+ボーナス給付(年2回)コース	K1	4,250	30	13.4	4,845	750	10	38.8	776	1,000	1,000	700～100	15,000	4
	A1	4,000	25	14.8	4,450	750	10	38.8	776	1,000	1,000	700～100	15,000	4
	C1	3,600	25	13.3	4,005	400	5	40.4	404	900	900	630～90	13,500	5
	D1	3,250	20	14.7	3,529	750	10	38.8	776	813	813	569～81	12,195	5
	D2	3,250	20	14.7	3,529	1,100	15	38.8	1,166	813	813	569～81	12,195	4
	D3	3,250	20	14.7	3,529	1,450	20	39.3	1,574	813	813	569～81	12,195	4
	E1	2,600	20	11.7	2,823	750	10	38.8	776	650	650	455～65	9,750	5
	F1	1,950	15	11.4	2,068	750	10	38.8	776	488	488	341～48	7,320	5
	G1	1,300	10	11.2	1,345	750	10	38.8	776	325	325	227～32	4,875	5
	H1	650	5	10.9	656	400	5	40.4	404	163	163	114～16	2,445	5
月額給付コース	K	4,250	30	13.4	4,845	-	-	-	-	1,000	1,000	700～100	15,000	4
	A	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-	1,000	1,000	700～100	15,000	5
	B	4,000	20	18.1	4,344	-	-	-	-	1,000	1,000	700～100	15,000	5
	C	3,600	25	13.3	4,005	-	-	-	-	900	900	630～90	13,500	5
	D	3,250	20	14.7	3,529	-	-	-	-	813	813	569～81	12,195	5
	E	2,600	20	11.7	2,823	-	-	-	-	650	650	455～65	9,750	5
	F	1,950	15	11.4	2,068	-	-	-	-	488	488	341～48	7,320	5
	G	1,300	10	11.2	1,345	-	-	-	-	325	325	227～32	4,875	5
	H	650	5	10.9	656	-	-	-	-	163	163	114～16	2,445	5
	I	580	5	9.7	585	-	-	-	-	145	145	101～14	2,175	5
	J	200	3	5.5	200	-	-	-	-	50	50	35～5	750	5
	Z	100	-	-	-	-	-	-	-	25	25	17～2	375	5

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P25～28

配偶者さまに万一(死亡・高度障害)のことがあった場合にも保障は必要です。

ご家族構成により必要な保障もさまざまです。
ご自身の生活に見合った保障をご準備ください。

配偶者コースの特長

- ご本人さまがご加入いただくことで、配偶者さまの保障のご準備が可能です。
また、退職後も継続可能です。

(ご本人さまの継続が必要です)

- 配偶者コースの掛金も配当金の対象です。

(1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付)

申込 金額(万円)	配偶者								
	一般の死亡・高度障害			不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付			
	月額給付		年金原資 【死亡・高度 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	不慮の事故に よる死亡 特定感染症に による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故に よる高度障害 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	不慮の事故に よる身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～第6級)】 (万円)
2,000	2,000	20	9.0	2,172	500	500	350～ 50	7,500	
1,500	1,500	15	8.8	1,590	375	375	262～ 37	5,625	
1,000	1,000	10	8.6	1,035	250	250	175～ 25	3,750	
800	800	10	6.9	828	200	200	140～ 20	3,000	
650	650	5	10.9	656	163	163	114～ 16	2,445	
580	580	5	9.7	585	145	145	101～ 14	2,175	
200	200	3	5.5	200	50	50	35～ 5	750	
100	100	-	-	-	25	25	17～ 2	375	

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定期率、予定期死率、予定期事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

申込 金額(万円)	こども				
	一般の死亡・高度障害		不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付
	【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 (給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金 (給付割合 表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
400	400	120	120	84～ 12	1,800

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P25～28

「遺児育英年金制度」もぜひご検討ください！ 発足3年目

遺児育英年金制度とは？？

グループ共済に加えて、受取人をお子さまとし、お子さまの教育資金を補完できる「遺児育英年金制度」が付加できるようになりました。

【幼稚園から大学卒業まで公立の学校の場合の学校教育費】



※出典：文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融公庫「令和3年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成
※教育費は次の条件のもと算出しております。
①幼稚園から大学まで公立、高校は全日制、大学の公立は国公立(自宅)
②補助学習費は含まず(学校外活動費：学習塾や家庭教師、習い事等)
③高校・大学は入学金を含む

遺児育英年金制度の受取イメージ

年金原資(死亡・高度障害保険金) 300万円



この制度の受取人はこどもです！
こどもの夢の実現と進学のために
お手続きのご検討をお願いします！



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定期率、予定期死率、予定期事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

◎遺児育英年金制度

申込コース	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	受取期間
2	200	
3	300	
5	500	
10	1,000	



受取イメージ

こども年齢		0~3歳	4~6歳
2コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約10.8万円	約12.6万円
200万円	受取総額	約217.2万円	約214.2万円
3コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約16.2万円	約18.9万円
300万円	受取総額	約325.8万円	約321.3万円
5コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約27.1万円	約31.5万円
500万円	受取総額	約543.0万円	約535.5万円
10コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約54.3万円	約63.0万円
1,000万円	受取総額	約1,086.0万円	約1,071.0万円

7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	19~22歳
14年	11年	8年	5年	3年
約15.0万円	約18.9万円	約25.6万円	約40.4万円	約66.6万円
約211.1万円	約208.1万円	約204.9万円	約202.0万円	約200.0万円
14年	11年	8年	5年	3年
約22.6万円	約28.3万円	約38.4万円	約60.6万円	約100.0万円
約316.6万円	約312.1万円	約307.4万円	約303.0万円	約300.0万円
14年	11年	8年	5年	3年
約37.7万円	約47.3万円	約64.0万円	約101.0万円	約166.7万円
約527.8万円	約520.3万円	約512.4万円	約505.0万円	約500.1万円
14年	11年	8年	5年	3年
約75.4万円	約94.6万円	約128.1万円	約202.0万円	約333.4万円
約1,055.6万円	約1,040.6万円	約1,024.8万円	約1,010.0万円	約1,000.2万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※実際の受取期間、受取年額は遺児育英年金受取時に選択いただけます。(一時金での受取も可能です)

グループ共済

●月額掛金 (単位:円)

申込コース	性別	年齢【保険年齢】							
		16~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
2(200万円)	男性	158	200	270	394	602	916	1,432	2,124
	女性	104	172	206	300	422	560	760	1,026
3(300万円)	男性	237	300	405	591	903	1,374	2,148	3,186
	女性	156	258	309	450	633	840	1,140	1,539
5(500万円)	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565
10(1,000万円)	男性	790	1,000	1,350	1,970	3,010	4,580	7,160	10,620
	女性	520	860	1,030	1,500	2,110	2,800	3,800	5,130

年齢【保険年齢】				
71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
2,782	3,080	3,422	3,820	4,290
1,360	1,516	1,700	1,900	2,120
4,173	4,620	5,133	5,730	6,435
2,040	2,274	2,550	2,850	3,180
6,955	7,700	8,555	9,550	10,725
3,400	3,790	4,250	4,750	5,300
13,910	15,400	17,110	19,100	21,450
6,800	7,580	8,500	9,500	10,600

【遺児育英年金制度の取り扱い】
遺児育英年金制度は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。
遺児育英年金制度のみの加入はできません。「グループ共済」本人コースとセットで加入してください。
遺児育英年金制度は「グループ共済」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
●死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。
●期中の遺児育英年金制度のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。
本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。
●K1・A1・D2・D3・Kコースにご加入の方は、遺児育英年金制度に加入できる最大人数は4名となります。

掛金

●掛金 (単位:円)

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点を算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

本人									
申込コース	性別	掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		16~35歳 (1989.7.2~2009.7.1)		36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
K1	男性	5,058	3,555	5,950	4,500	7,438	6,075	10,073	8,865
	女性	3,910	2,340	5,355	3,870	6,078	4,635	8,075	6,750
A1	男性	4,860	3,555	5,700	4,500	7,100	6,075	9,580	8,865
	女性	3,780	2,340	5,140	3,870	5,820	4,635	7,700	6,750
C1	男性	4,394	1,896	5,150	2,400	6,410	3,240	8,642	4,728
	女性	3,422	1,248	4,646	2,064	5,258	2,472	6,950	3,600
D1	男性	3,988	3,555	4,670	4,500	5,808	6,075	7,823	8,865
	女性	3,110	2,340	4,215	3,870	4,768	4,635	6,295	6,750
D2	男性	3,988	5,214	4,670	6,600	5,808	8,910	7,823	13,002
	女性	3,110	3,432	4,215	5,676	4,768	6,798	6,295	9,900
D3	男性	3,988	6,873	4,670	8,700	5,808	11,745	7,823	17,139
	女性	3,110	4,524	4,215	7,482	4,768	8,961	6,295	13,050
E1	男性	3,229	3,555	3,775	4,500	4,685	6,075	6,297	8,865
	女性	2,527	2,340	3,411	3,870	3,853	4,635	5,075	6,750
F1	男性	2,473	3,555	2,882	4,500	3,565	6,075	4,774	8,865
	女性	1,946	2,340	2,609	3,870	2,941	4,635	3,857	6,750
G1	男性	1,715	3,555	1,988	4,500	2,443	6,075	3,249	8,865
	女性	1,364	2,340	1,806	3,870	2,027	4,635	2,638	6,750
H1	男性	959	1,896	1,095	2,400	1,323	3,240	1,726	4,728
	女性	783	1,248	1,004	2,064	1,115	2,472	1,420	3,600

- 本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛け金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛け金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は掛け金負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者・子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の掛け金は月払のみです。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛け金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛け金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

本人					
掛金(円)					
年齢【保険年齢】(生年月日)					
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)			
月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
14,493	13,545	21,165	20,610	32,130	32,220
10,668	9,495	13,600	12,600	17,850	17,100
13,740	13,545	20,020	20,610	30,340	32,220
10,140	9,495	12,900	12,600	16,900	17,100
12,386	7,224	18,038	10,992	27,326	17,184
9,146	5,064	11,630	6,720	15,230	9,120
11,203	13,545	16,305	20,610	24,690	32,220
8,278	9,495	10,520	12,600	13,770	17,100
11,203	19,866	16,305	30,228	24,690	47,256
8,278	13,926	10,520	18,480	13,770	25,080
11,203	26,187	16,305	39,846	24,690	62,292
8,278	18,357	10,520	24,360	13,770	33,060
9,001	13,545	13,083	20,610	19,791	32,220
6,661	9,495	8,455	12,600	11,055	17,100
6,802	13,545	9,863	20,610	14,894	32,220
5,047	9,495	6,392	12,600	8,342	17,100
4,601	13,545	6,642	20,610	9,996	32,220
3,431	9,495	4,328	12,600	5,628	17,100
2,402	7,224	3,422	10,992	5,099	17,184
1,817	5,064	2,265	6,720	2,915	9,120

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P25~28

次ページに続く

月額給付コース

本人								
申込コース	性別	月払掛金(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		16~35歳 (1989.7.2 ~ 2009.7.1)	36~40歳 (1984.7.2 ~ 1989.7.1)	41~45歳 (1979.7.2 ~ 1984.7.1)	46~50歳 (1974.7.2 ~ 1979.7.1)	51~55歳 (1969.7.2 ~ 1974.7.1)	56~60歳 (1964.7.2 ~ 1969.7.1)	61~65歳 (1959.7.2 ~ 1964.7.1)
K	男性	5,058	5,950	7,438	10,073	14,493	21,165	32,130
	女性	3,910	5,355	6,078	8,075	10,668	13,600	17,850
A	男性	4,860	5,700	7,100	9,580	13,740	20,020	30,340
	女性	3,780	5,140	5,820	7,700	10,140	12,900	16,900
B	男性	4,860	5,700	7,100	9,580	13,740	20,020	30,340
	女性	3,780	5,140	5,820	7,700	10,140	12,900	16,900
C	男性	4,394	5,150	6,410	8,642	12,386	18,038	27,326
	女性	3,422	4,646	5,258	6,950	9,146	11,630	15,230
D	男性	3,988	4,670	5,808	7,823	11,203	16,305	24,690
	女性	3,110	4,215	4,768	6,295	8,278	10,520	13,770
E	男性	3,229	3,775	4,685	6,297	9,001	13,083	19,791
	女性	2,527	3,411	3,853	5,075	6,661	8,455	11,055
F	男性	2,473	2,882	3,565	4,774	6,802	9,863	14,894
	女性	1,946	2,609	2,941	3,857	5,047	6,392	8,342
G	男性	1,715	1,988	2,443	3,249	4,601	6,642	9,996
	女性	1,364	1,806	2,027	2,638	3,431	4,328	5,628
H	男性	959	1,095	1,323	1,726	2,402	3,422	5,099
	女性	783	1,004	1,115	1,420	1,817	2,265	2,915
I	男性	876	998	1,201	1,561	2,164	3,074	4,571
	女性	720	917	1,015	1,288	1,642	2,042	2,622
J	男性	433	475	545	669	877	1,191	1,707
	女性	379	447	481	575	697	835	1,035
Z	男性	317	338	373	435	539	696	954
	女性	290	324	341	388	449	518	618

配偶者								
申込金額(万円)	性別	月払掛金(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		18~35歳 (1989.7.2 ~ 2007.7.1)	36~40歳 (1984.7.2 ~ 1989.7.1)	41~45歳 (1979.7.2 ~ 1984.7.1)	46~50歳 (1974.7.2 ~ 1979.7.1)	51~55歳 (1969.7.2 ~ 1974.7.1)	56~60歳 (1964.7.2 ~ 1969.7.1)	61~65歳 (1959.7.2 ~ 1964.7.1)
2,000	男性	2,330	2,750	3,450	4,690	6,770	9,910	15,070
	女性	1,790	2,470	2,810	3,750	4,970	6,350	8,350
1,500	男性	1,748	2,063	2,588	3,518	5,078	7,433	11,303
	女性	1,343	1,853	2,108	2,813	3,728	4,763	6,263
1,000	男性	1,165	1,375	1,725	2,345	3,385	4,955	7,535
	女性	895	1,235	1,405	1,875	2,485	3,175	4,175
800	男性	932	1,100	1,380	1,876	2,708	3,964	6,028
	女性	716	988	1,124	1,500	1,988	2,540	3,340
650	男性	759	895	1,123	1,526	2,202	3,222	4,899
	女性	583	804	915	1,220	1,617	2,065	2,715
580	男性	676	798	1,001	1,361	1,964	2,874	4,371
	女性	520	717	815	1,088	1,442	1,842	2,422
200	男性	233	275	345	469	677	991	1,507
	女性	179	247	281	375	497	635	835
100	男性	117	138	173	235	339	496	754
	女性	90	124	141	188	249	318	418

こども		
申込金額(万円)	月払掛金(円)	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3~22歳(2002.7.2~2022.7.1)
400	460	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3~22歳(2002.7.2~2022.7.1)

• 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

• 記載の掛金は概算掛金であって正規掛け金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛け金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

• いずれか1種類を選んでください。

• 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は掛け金負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

• 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

• 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。

• 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもも同時に脱退となります。

• 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもも全員同額にて加入となります。

• 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

• 配偶者・子ども特約・災害保障特約・子ども災害保障特約の掛け金は月払のみです。

• 本人月額掛け金は制度運営費200円が含まれております。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス掛け金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス掛け金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

お取り扱いについて

加入資格	本人…当生協の組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満15歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方(継続の場合は満75歳6ヶ月までの方) 配偶者…当生協の組合員(再任用含む)の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヶ月までの方(継続の場合は満75歳6ヶ月までの方) 子ども…当生協の組合員(再任用含む)本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方
告知内容	<p>本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者・子ども共通 【過去12カ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。</p> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。 ※遺児育英年金制度ご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
保険期間	●1年間(2025年1月1日～2025年12月31日)で以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
掛金	●毎月の給与から控除します。(初回は1月分給与より)ボーナス(時)掛金は、年2回の賞与(12月と6月)より控除します。 (初回のボーナス時掛金は12月分より賞与より控除します)
配当金	●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 ※配当金につきましては、3月分の利用金額と相殺いたします。
継続加入の取扱い	●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
申込方法	●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
保険金のお支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。 災害保険金については、この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。 障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。 また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険金のお支払い	なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)対象となる特定感染症 対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠』によるものとします。
高度障害	分類項目(基本分類コード) コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎(ポリオ)(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミヤ・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱(A98.0)、マールブルグ(Marburg)ウイルス病(A98.3)、エボラ(Ebola)ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。) (U04)
高度障害	(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)(以下「当該感染症」といいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日ににおいて、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。 (1)一類感染症、二類感染症または三類感染症 (2)新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症 (3)指定感染症
高度障害状態とは	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
お支払いできない場合について(解除・免責等)	※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた掛金についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●掛金のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に對応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しなことがあります。) ●契約者もしくは被保険者による保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に對応する部分が無効となつたとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に對応する部分が解除となつた場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

**お支払いできない場合について
(解除・免責等)
(つづき)**

3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について
- ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

給付割合表

(災害保障特約の災害保険金に対して)		
等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第1級は高度障害条項(7項目)です

保険会社からの お願い・ご注意	<p><保険金・給付金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いたしません。
----------------------------	---

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども災害保障特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社

グループ共済 傷害給付



意向確認
ご加入前の
ご確認

グループ共済 傷害給付は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

※グループ共済 傷害給付とグループ共済はセットでご加入ください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人		配偶者		こども	
		Sコース	Uコース	S1コース	U1コース	S2コース	U2コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 4,000円	日額 2,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	2または 4万円	1または 2万円	2または 4万円	1または 2万円	2または 4万円	1または 2万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 2,000円	日額 1,000円
月額保険料		630	320	630	320	630	320

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.56

医療保障保険



意向確認
ご加入前の
ご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本 人・配偶者	本 人・配偶者・こども	
	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 8,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.58 →

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.59 →

保険料

●月額保険料 (単位：円)

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点での算出額であり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	8,000円	5,000円	3,000円
16～19歳 (2005.7.2～2009.7.1)	1,710	1,080	660
20～24歳 (2000.7.2～2005.7.1)	2,165	1,364	830
25～29歳 (1995.7.2～2000.7.1)	2,501	1,574	956
30～34歳 (1990.7.2～1995.7.1)	2,613	1,644	998
35～39歳 (1985.7.2～1990.7.1)	2,607	1,641	997
40～44歳 (1980.7.2～1985.7.1)	2,877	1,812	1,102
45～49歳 (1975.7.2～1980.7.1)	3,293	2,075	1,263
50～54歳 (1970.7.2～1975.7.1)	4,188	2,640	1,608
55～59歳 (1965.7.2～1970.7.1)	5,378	3,395	2,073
60～64歳 (1960.7.2～1965.7.1)	7,299	4,614	2,824
65～69歳 (1955.7.2～1960.7.1)	10,472	6,626	4,062

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2002.7.2以降に生まれた方)	1,158	704

●記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

医療費支援制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

医療費支援制度は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 本人 配偶者 こども

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本人・配偶者	本人・配偶者・こども
病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、 以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円	
「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	
「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円	
先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかる費用と同額		

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.60

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.62

加入取扱いに関するご注意



●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点でのものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
16～19歳 (2005.7.2～2009.7.1)	568	321	423	248
20～24歳 (2000.7.2～2005.7.1)	483	278	583	328
25～29歳 (1995.7.2～2000.7.1)	488	281	823	448
30～34歳 (1990.7.2～1995.7.1)	513	293	963	518
35～39歳 (1985.7.2～1990.7.1)	618	346	958	516
40～44歳 (1980.7.2～1985.7.1)	748	411	923	498
45～49歳 (1975.7.2～1980.7.1)	963	518	993	533
50～54歳 (1970.7.2～1975.7.1)	1,238	656	1,108	591
55～59歳 (1965.7.2～1970.7.1)	1,673	873	1,288	681
60～64歳 (1960.7.2～1965.7.1)	2,298	1,186	1,593	833
65～69歳 (1955.7.2～1960.7.1)	2,708	1,391	1,998	1,036
70歳 (1954.7.2～1955.7.1)	2,983	1,528	2,318	1,196
71歳 (1953.7.2～1954.7.1)	3,098	1,586	2,433	1,253
72歳 (1952.7.2～1953.7.1)	3,228	1,651	2,548	1,311
73歳 (1951.7.2～1952.7.1)	3,363	1,718	2,663	1,368
74歳 (1950.7.2～1951.7.1)	3,518	1,796	2,788	1,431
75歳 (1949.7.2～1950.7.1)	3,673	1,873	2,913	1,493

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども
	基本保障
	2.5万円
0~22歳 (2002.7.2以降に生まれた方)	368

健康づくりサポート

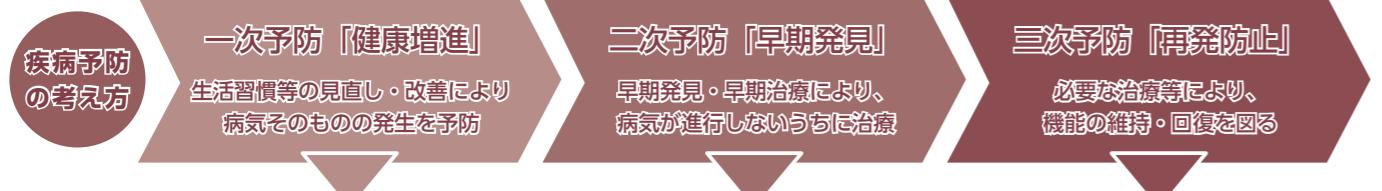


健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

加入対象者 **本人**

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ずグループ共済とセットでご加入ください。

■サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



一次予防に対応したサービスメニュー

① 気づき	●季刊誌「健康情報」 お届け(年4回) 健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。(日経ヘルス編集)
--------------	---

② 行動	●ヘルシーファミリー倶楽部 ご利用はWebで 最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。
-------------	--

③ 増進	●相談ダイヤル お電話で 様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。 ※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。
-------------	---

■「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間 1年間(2025年2月1日～2026年1月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。	運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)
-------------	---	------------	--

■個人情報に関する取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。

2. 個人情報の取扱いの委託について

利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。)が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。

3. 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について

当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

■「健康づくりサポート」加入者規約

第1条 (目的)

健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。

加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティー・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。

第2条 (加入資格等)

- 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
- 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。

第3条 (運営費)

加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。

第4条 (加入者証の付与)

加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。

第5条 (健康情報の提供)

加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。

第6条 (サービスの内容)

- サービスとは、以下のものを指します。
 - 健康情報に関するサービス
 - 健康情報誌等による各種健康情報の提供
 - 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
 - その他
 - 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
 この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 当社が第1条の目的に沿い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したこと

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)

(事務委託先)

団体サービス部

生活・健康サービスグループ

03-5952-5069

4. 個人情報提供の任意性

氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。

健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

によって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条 (届出事項の変更)

1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。

2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条 (脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)

1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。

2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。

3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。

4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条 (加入期間)

1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。

2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条 (データ保護)

当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条 (規約の変更)

本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

第12条 (契約の終了)

1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。

2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

重病克服支援制度



保険期間 2025年2月1日(土)~2026年1月31日(土)

加入対象者 本人 配偶者

保障內容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
 - 年金での受取も可能です。

保障区分	保障内容	本人・配偶者		
		500万円	400万円	300万円
主契約	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき <p>[特定疾病保険金]（※1）</p>	500 万円	400 万円	300 万円
	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡・所定の高度障害状態のとき <p>[死亡・高度障害保険金]（※1）</p>			
7大疾病 保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき <p>[7大疾病保険金]（※2）</p>	250 万円	200 万円	150 万円
	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき <p>[がん・上皮内新生物保険金]（※2）</p>			

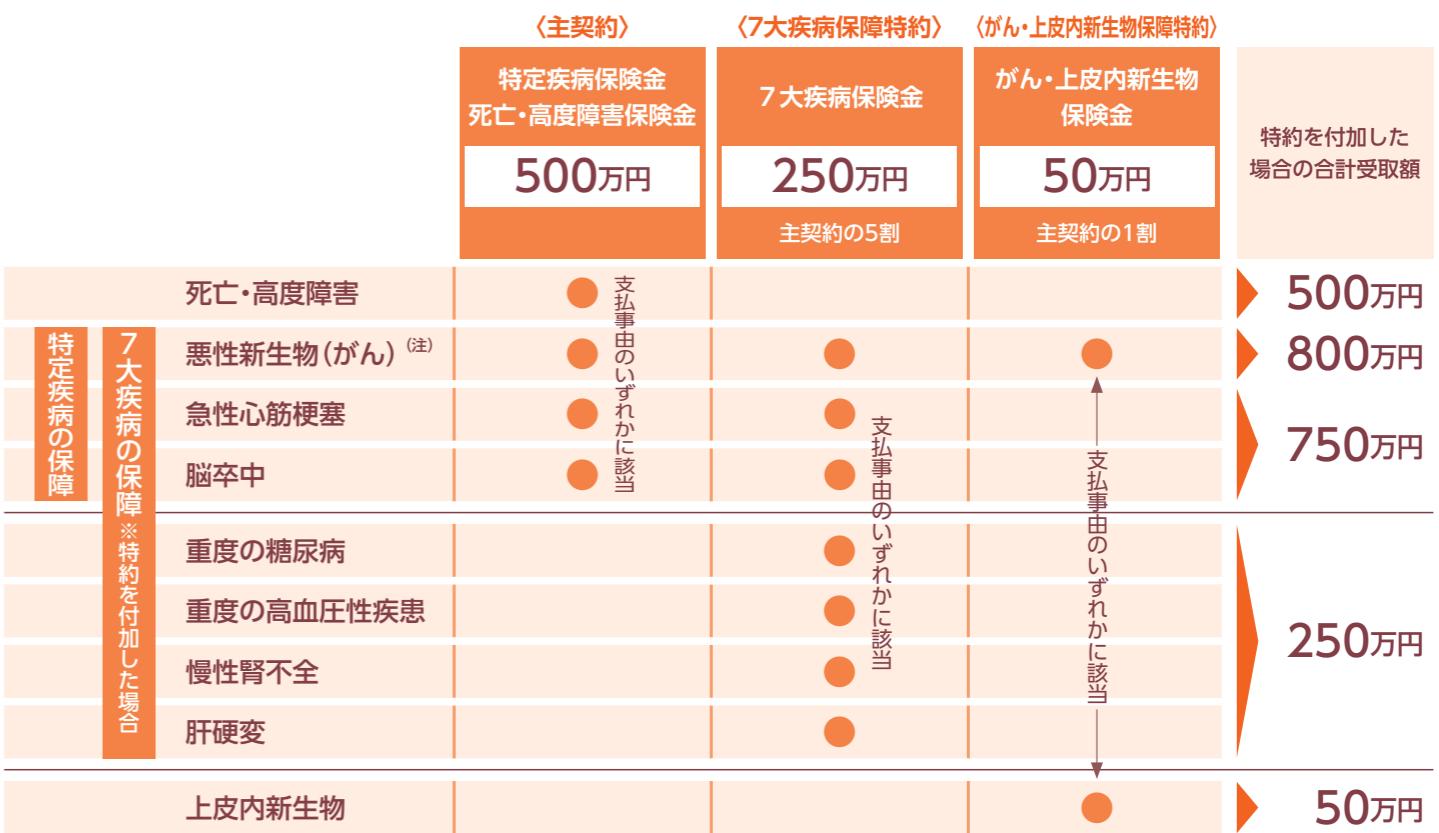
(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 大疾病保険金は主契約保険金の5割、がらく、上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。



重病克服支援制度は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>



(注)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

がん: 上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者
 - ・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ご注意**

 - 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
 - 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
 - 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

特定疾病保険金

7大疾病保険金

*13

がん・上皮内新生物保険金

死亡保険金

高度障害保険金

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾患例 ^{*1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、糖尿病を発病 ^{*5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{*8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{*5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{*9} であると医師によって診断されたとき
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{*10} を開始したとき
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{*11}
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて ^{*12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金	死亡されたとき	
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{*5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※ 1 お支払対象とならない疾患には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※ 2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※ 3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※ 4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※ 5 疾病の「発病」「発生」および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健診等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※ 7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※ 8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※ 9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※ 10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※ 11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- ※ 12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※ 13 7大疾病保険金のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。P.55

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.68

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.63

保険料

●月額保険料 (単位:円) <保険期間1年、集団扱い月払、主契約保険金額500万円・400万円・300万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性								
	本人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	
500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円	
16~20歳 (2004.8.2~ 2009.8.1)	740	325	65	592	260	52	444	195	39
21~25歳 (1999.8.2~ 2004.8.1)	995	350	65	796	280	52	597	210	39
26~30歳 (1994.8.2~ 1999.8.1)	1,020	400	70	816	320	56	612	240	42
31~35歳 (1989.8.2~ 1994.8.1)	1,265	525	80	1,012	420	64	759	315	48
36~40歳 (1984.8.2~ 1989.8.1)	1,720	675	100	1,376	540	80	1,032	405	60
41~45歳 (1979.8.2~ 1984.8.1)	2,390	975	150	1,912	780	120	1,434	585	90
46~50歳 (1974.8.2~ 1979.8.1)	4,005	1,700	235	3,204	1,360	188	2,403	1,020	141
51~55歳 (1969.8.2~ 1974.8.1)	6,660	2,700	360	5,328	2,160	288	3,996	1,620	216
56~60歳 (1964.8.2~ 1969.8.1)	10,440	4,600	620	8,352	3,680	496	6,264	2,760	372
61~65歳 (1959.8.2~ 1964.8.1)	16,285	7,325	1,135	13,028	5,860	908	9,771	4,395	681
66~70歳 (1954.8.2~ 1959.8.1)	24,120	10,575	1,740	19,296	8,460	1,392	14,472	6,345	1,044
71歳 (1953.8.2~ 1954.8.1)	30,360	13,025	2,075	24,288	10,420	1,660	18,216	7,815	1,245

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性								
	本人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約
500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円	300万円
72歳 (1952.8.2~ 1953.8.1)	32,805	13,900	2,195	26,244	11,120	1,756	19,683	8,340	1,317
73歳 (1951.8.2~ 1952.8.1)	35,455	14,750	2,305	28,364	11,800	1,844	21,273	8,850	1,383
74歳 (1950.8.2~ 1951.8.1)	38,385	15,650	2,420	30,708	12,520	1,936	23,031	9,390	1,452
75歳 (1949.8.2~ 1950.8.1)	41,665	16,275	2,535	33,332	13,020	2,028	24,999	9,765	1,521

重病克服支援制度

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性									
	本人・配偶者									
	500万円			400万円			300万円			
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約
500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円	300万円	150万円
16~20歳 (2004.8.2~ 2009.8.1)	615	325	75	492	260	60	369	195	45	615
21~25歳 (1999.8.2~ 2004.8.1)	740	375	125	592	300	100	444	225	75	740
26~30歳 (1994.8.2~ 1999.8.1)	945	500	160	756	400	128	567	300	96	945
31~35歳 (1989.8.2~ 1994.8.1)	1,355	725	225	1,084	580	180	813	435	135	1,355
36~40歳 (1984.8.2~ 1989.8.1)	2,000	1,100	305	1,600	880	244	1,200	660	183	2,000
41~45歳 (1979.8.2~ 1984.8.1)	2,930	1,825	400	2,344	1,460	320	1,758	1,095	240	2,930
46~50歳 (1974.8.2~ 1979.8.1)	3,700	2,375	500	2,960	1,900	400	2,220	1,425	300	3,700
51~55歳 (1969.8.2~ 1974.8.1)	4,845	3,025	515	3,876	2,420	412	2,907	1,815	309	4,845
56~60歳 (1964.8.2~ 1969.8.1)	5,975	4,025	595	4,780	3,220	476	3,585	2,415	357	5,975
61~65歳 (1959.8.2~ 1964.8.1)	8,490	4,775	805	6,792	3,820	644	5,094	2,865	483	8,490
66~70歳 (1954.8.2~ 1959.8.1)	11,220	6,375	905	8,976	5,100	724	6,732	3,825	543	11,220
71歳 (1953.8.2~ 1954.8.1)	13,930	7,250	990	11,144	5,800	792	8,358	4,350	594	13,930

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性									
	本人・配偶者									
	500万円			400万円			300万円			
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約
500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円	300万円	150万円
72歳 (1952.8.2~ 1953.8.1)	15,300	7,525	1,025	12,240	6,020	820	9,180	4,515	615	15,300
73歳 (1951.8.2~ 1952.8.1)	16,810	7,825	1,060	13,448	6,260	848	10,086	4,695	636	16,810
74歳 (1950.8.2~ 1951.8.1)	18,385	8,100	1,095	14,708	6,480	876	11,031	4,860	657	18,385
75歳 (1949.8.2~ 1950.8.1)	20,030	8,550	1,135	16,024	6,840	908	12,018	5,130	681	20,030

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

• 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

保障内容と保険料

●保障内容等

保障区分	保障内容	保障額	
		本人・配偶者	100万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金]（※1）	100 万円	100 万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金]（※1）		100 万円
	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金]（※2）		50 万円
	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金]（※2）		10 万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

●月額保険料 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性							
	本 人・配偶者		100万円	本 人・配偶者		100万円	本 人・配偶者				
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	100万円	50万円	10万円	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約		
16~20歳 (2004.8.2~2009.8.1)	148	65	13	100万円	50万円	10万円	16~20歳 (2004.8.2~2009.8.1)	123	65	15	
21~25歳 (1999.8.2~2004.8.1)	199	70	13	21~25歳 (1999.8.2~2004.8.1)	148	75	25	21~25歳 (1999.8.2~2004.8.1)	189	100	32
26~30歳 (1994.8.2~1999.8.1)	204	80	14	31~35歳 (1989.8.2~1994.8.1)	253	105	16	31~35歳 (1989.8.2~1994.8.1)	271	145	45
36~40歳 (1984.8.2~1989.8.1)	344	135	20	36~40歳 (1984.8.2~1989.8.1)	400	220	61	36~40歳 (1984.8.2~1989.8.1)	586	365	80
41~45歳 (1979.8.2~1984.8.1)	478	195	30	41~45歳 (1979.8.2~1984.8.1)	740	475	100	41~45歳 (1979.8.2~1984.8.1)	969	605	103
46~50歳 (1974.8.2~1979.8.1)	801	340	47	46~50歳 (1974.8.2~1979.8.1)	1,195	805	119	46~50歳 (1974.8.2~1979.8.1)	1,698	955	161
51~55歳 (1969.8.2~1974.8.1)	1,332	540	72	51~55歳 (1969.8.2~1974.8.1)	2,244	1,275	181	51~55歳 (1969.8.2~1974.8.1)	2,786	1,450	198
56~60歳 (1964.8.2~1969.8.1)	2,088	920	124	56~60歳 (1964.8.2~1969.8.1)	3,060	1,505	205	56~60歳 (1964.8.2~1969.8.1)	3,362	1,565	212
61~65歳 (1959.8.2~1964.8.1)	3,257	1,465	227	61~65歳 (1959.8.2~1964.8.1)	3,677	1,620	219	61~65歳 (1959.8.2~1964.8.1)	4,006	1,710	227
66~70歳 (1954.8.2~1959.8.1)	4,824	2,115	348	66~70歳 (1954.8.2~1959.8.1)	7,091	2,950	461	66~70歳 (1954.8.2~1959.8.1)	8,333	3,255	507
71歳 (1953.8.2~1954.8.1)	6,072	2,605	415	71歳 (1953.8.2~1954.8.1)	6,561	2,780	439	71歳 (1953.8.2~1954.8.1)	7,677	3,130	484
72歳 (1952.8.2~1953.8.1)	6,561	2,780	439	72歳 (1952.8.2~1953.8.1)	7,091	2,950	461	72歳 (1952.8.2~1953.8.1)	8,333	3,255	507
73歳 (1951.8.2~1952.8.1)	7,091	2,950	461	73歳 (1951.8.2~1952.8.1)	7,677	3,130	484	73歳 (1951.8.2~1952.8.1)	8,333	3,255	507
74歳 (1950.8.2~1951.8.1)	7,677	3,130	484	74歳 (1950.8.2~1951.8.1)	8,333	3,255	507	74歳 (1950.8.2~1951.8.1)	9,006	3,450	527
75歳 (1949.8.2~1950.8.1)	8,333	3,255	507	75歳 (1949.8.2~1950.8.1)	9,006	3,450	527	75歳 (1949.8.2~1950.8.1)	9,677	3,620	544

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

短期療養給付



保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人**

65歳以上
の方は加入
できません。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業不能となった場合、就業不能が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。^(注)**
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。**
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返ります。**

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで休職となった場合

免責期間
7日
休職開始

月額**10万円**を給付いたします。

保険期間中無事故なら
保険料の**20%**を
返戻します。

1年を限度に給付

意向確認
ご加入前の
ご確認

短期療養給付は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

●月額保険料 (単位:円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 5万円 T1コース	保険金月額 10万円 T2コース(※)
16～19歳 (2005.1.2～2009.1.1)	7日	1年	220	-
20～24歳 (2000.1.2～2005.1.1)			310	-
25～29歳 (1995.1.2～2000.1.1)			350	-
30～34歳 (1990.1.2～1995.1.1)			440	-
35～39歳 (1985.1.2～1990.1.1)			540	1,090
40～44歳 (1980.1.2～1985.1.1)			680	1,360
45～49歳 (1975.1.2～1980.1.1)			810	1,630
50～54歳 (1970.1.2～1975.1.1)			940	1,880
55～59歳 (1965.1.2～1970.1.1)			1,010	2,010
60～64歳 (1960.1.2～1965.1.1)			1,060	2,120

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

※保険金月額10万円(T2コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.63

長期療養収入補償制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となつたときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 本人

65歳以上
の方は加入
できません。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害が継続した場合、
保険金をお支払いします。^(注)
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



●月額保険料 (単位:円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男性		女性	
			保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 20万円 20コース(※)	保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 20万円 20コース(※)
16～24歳 (2000.1.2～2009.1.1)	180日	65歳	994	-	653	-
25～29歳 (1995.1.2～2000.1.1)			1,035	-	877	-
30～34歳 (1990.1.2～1995.1.1)			1,133	-	1,164	-
35～39歳 (1985.1.2～1990.1.1)			1,383	2,766	1,710	3,419
40～44歳 (1980.1.2～1985.1.1)			2,076	4,152	2,787	5,575
45～49歳 (1975.1.2～1980.1.1)			3,087	6,174	4,048	8,095
50～54歳 (1970.1.2～1975.1.1)			4,510	9,020	5,480	10,961
55～59歳 (1965.1.2～1970.1.1)		3年	2,857	5,714	3,007	6,014
60～64歳 (1960.1.2～1965.1.1)			4,854	9,708	4,555	9,109

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

※保険金月額20万円(20コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.64

リビングガード



ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

こんな時に補償されます。



個人
賠償責任

意向確認
ご加入前の
ご確認

リビングガードは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人	
		Lコース	Mコース
傷 害	傷害により、死亡した場合 〔死亡保険金〕	410万円	100万円
	傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 〔程度により〕 〔後遺障害保険金〕	16.4～ 410万円	4～ 100万円
	傷害により、入院した場合 〔事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について〕 〔入院保険金〕	日額 3,600円	日額 500円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 〔ただし、1事故につき手術1回が限度〕〔状況により〕 〔手術保険金〕	1.8または 3.6万円	0.25または 0.5万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 〔事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度〕 〔通院保険金〕	日額 2,100円	日額 300円
	自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合〔免責3,000円〕 〔携行品損害保険金〕	10万円	10万円
	他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまつ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 〔賠償責任保険金〕	10,000万円 (注)	10,000万円 (注)
	レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合〔免責3,000円以上〕 〔レンタル用品賠償責任保険金〕	30万円 (注)	30万円 (注)
	死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合〔免責1,000円以上〕 〔キャンセル費用保険金〕	10万円	10万円
	被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 〔救援者費用等保険金〕	200万円	200万円
月額保険料		1,130	310

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.56



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

ご注意

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	55
保険金・給付金をお支払いできない場合について	56
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	56
グループ共済 傷害給付	56
リビングガード	56
医療保障保険	58
医療費支援制度	59
重病克服支援制度	63
短期療養給付	63
長期療養収入補償制度	64
その他の	65

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

重病克服支援制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

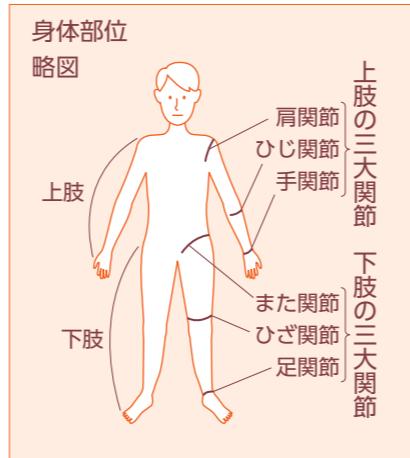
- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
- ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

グループ共済 傷害給付・リビングガード・医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・短期療養給付・長期療養収入補償制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
*重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注)短期療養給付・長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

グループ共済 傷害給付・リビングガード

■保険金・給付金のお支払いについて

下表では、グループ共済 傷害給付・リビングガードで設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)

レンタル用品賠償責任 保険金 (◎)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6ヶ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受けける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)
救援者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●検索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度) (★)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。
 - 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折・転倒・火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
 - 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
 - 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
 - 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
 - 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
 - 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
 - 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろつ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
- * 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります)。
3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
 - 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
 - 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
 - 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
 - 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
 - (◎) : 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
 - (◎) : 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
 - (★) : 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することができますのでご注意ください。
 - (☆) : 事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきりきあります。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき	
・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)	
・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと	
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと	
・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	など

死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など
携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りたり物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など
レンタル用品賠償責任 保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など
キャンセル費用保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠、出産、早産、流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など
救援者費用等保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

[入院について] 入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
●加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 注被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
●傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 注治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
●「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設 注・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。 ・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。
[転入院または再入院された場合]
●入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した回の入院とみなします。

[2回以上入院された場合]

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

[入院中に保険期間が満了した場合]

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

[1回の入院開始の原因が複数である場合]

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発しているときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受け生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受け保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療費支援制度

■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

[入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項]

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

[入院支援給付金について]

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

[外来手術給付金について]

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

[外来放射線治療給付金について]

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

[先進医療給付金について]

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払い対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療

上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
外来手術給付金	
外来放射線治療給付金	
先進医療給付金	

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5行コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5行コード

新生物の性状を表す第5行コード
/ 2 …上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
/ 3 …悪性、原発部位
/ 6 …悪性、転移部位
悪性、統発部位
/ 9 …悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、腟部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

重病克服支援制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきりきりことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合せください。)●契約者の故意によるとき●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき●契約者の故意または重大な過失によるとき●被保険者の故意または重大な過失によるとき●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

短期療養給付

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払する場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6ヶ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

(イ)その身体障害の治療のため、入院していること

(ロ)(イ)以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1ヶ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12ヶ月の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

また、補償対象期間中の就業不能である期間に1ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1ヶ月=30日とした日割計算でお支払いします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することができますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返り金としてお支払いただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返り金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返り金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。

●保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません^(注)。

ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。

注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。

●保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき

- ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行うとしたこと
- ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none">●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能●脱退後に開始した就業不能

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

長期療養収入補償制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払する場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24ヶ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6ヶ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合

(イ)その身体障害の治療のため、入院していること

(ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合

(ハ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること

2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1ヶ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヶ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1ヶ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

1 - $\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ で算出されます。
病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することができますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
- （注）したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害（一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。） ●脱退後に開始した就業障害 <p style="text-align: right;">など</p>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできることあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害（アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。）を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00～F09、F20～F99
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害（強迫神経症）、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されます（注）が、一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。（注）
(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約 携行品損害補償特約	各種賠償責任補償特約 携行品損害補償特約
	所得補償保険	所得補償保険
	団体長期障害所得補償保険	団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費支援制度

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。
- *給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

重病克服支援制度

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
- 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
 1. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人を除く）
- *保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。

- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

事故が発生したときは、事故の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

【短期療養給付】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」

となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

短期療養給付・長期療養収入補償制度

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません)。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

●新たご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

約款規定について

重病克服支援制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度

【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話でお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>をご覧ください。

【グループ共済 傷害給付・リビングガード】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返り金等は、原則として80%まで補償されます。

【短期療養給付・長期療養収入補償制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険・医療費支援制度

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることがあります。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))

(3)治療給付率 (4)入院給付金額または基準給付金額

(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名

(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seijo.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

広島県教育用品(株)

電話番号：082-262-5785

明治安田生命保険相互会社

電話番号：082-247-6987

保険金を療養費として年金受取にすることが可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

本人・配偶者	保険金額 (全額一時金の場合)	年金受取 プラン	受取イメージ(例)				
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	500万円	5年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 ×12カ月 約8.4万円	年金月額 ×12カ月 約8.4万円	年金月額 ×12カ月 約8.4万円	年金月額 ×12カ月 約8.4万円 (年金原資 400万円)
	400万円	4年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 ×12カ月 約8.3万円	年金月額 ×12カ月 約8.3万円	年金月額 ×12カ月 約8.3万円	年金原資 (300万円)
	300万円	3年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 ×12カ月 約8.3万円	年金月額 ×12カ月 約8.3万円	年金月額 ×12カ月 (年金原資 200万円)	

●従来どおり、各コースとも一時金受取が可能です。

※年金額は、「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

1.年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
2.配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3.年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
4.年金のお支払い	●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
5.年金払の対象となる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

各制度の退職後のお取り扱いについて

退職後のコースの特徴

詳細は退職時に配布される資料をご確認ください。

Point1 ご退職後も自動継続(※)で保障を継続できます。(また、内容変更(減額)も可能です。)

- ※リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度は退職後継続できません。
- ※継続を希望されない場合(退職と同時に脱退)は別途、退職時に配布される退職後継続希望確認書にてお手続きが必要です。
- ※退職後のコース継続希望の場合は2025年1月末までに学校生協へお申し出ください。お申し出がない場合は掛金控除ができませんので2025年3月末日で脱退となります。
- ※配偶者も所定の年齢まで継続できます。

Point2 お手続きが簡単です。(退職時に配布される継続意思確認書をご提出ください)

- ※継続にあたって掛金控除のための生協口座の登録が必要です。
- また、登録済みの方でも直近13ヵ月以内にご利用がない場合は再度登録が必要ですので自動振替依頼書をご提出ください。

Point3 退職後の保障については、2025年2月頃該当ご加入者へ個別にご案内いたします。

制度のイメージ ※退職後医療保険制度と退職後重病克服支援制度について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

在職中		退職後					
生前給付保障(保険)	医療保障保険	退職後のコース	69歳※1 70歳※2	退職後医療保険制度(70歳満了・80歳満了)	69歳※1・79歳※1 70歳※2・80歳※2		
	医療費支援制度	退職後のコース	75歳※1 76歳※2				
	重病克服支援制度	退職後のコース	75歳※1 76歳※2	退職後重病克服支援制度	79歳※1 80歳※2		
死亡・高度障害	グループ共済 傷害給付	退職後のコース	75歳※1 76歳※2				
	リビングガード 短期療養給付			退職後は 継続できません。			
	長期療養収入補償制度						
死亡・高度	グループ共済	退職後のコース	75歳※1 76歳※2				

※医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度、グループ共済 傷害給付、グループ共済の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点での加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※退職後医療保険制度、退職後重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

●退職者専用コース

2013年3月末までに退職された方のみが継続加入できるコースです。

グループ共済 退職後のコース(既加入者専用コース)

現在、退職者専用コースに既にご加入の方のみ継続できるコースです。

コース	死亡・ 高度障害 保険金 (年金原資)	上乗せ給付【不慮の事故の場合】			
		不慮の事故 による死亡	不慮の事故 による 特定感染症 による死亡	不慮の事故 による 高 度 障 害	不慮の事故 による 身体障害 (程度により)
		災害保険金	障害給付金 (給付割合表 第2級～第6級)	障害給付金 (給付割合表第1級)	5日以上の入院 (120日を限度として)
500万円	万円 500	万円 125	万円 125	万円 12～87	1日につき 円 1,875
300万円	300	75	75	7～52	1,125

ご退職者専用の掛金 グループ共済 月額掛金 (単位:円)

年齢区分	500万円		300万円		年齢区分	500万円		300万円	
	男 性	女 性	男 性	女 性		男 性	女 性	男 性	女 性
46歳～50歳	1,373	1,138	904	763	71歳	7,343	3,788	4,486	2,353
51歳～55歳	1,893	1,443	1,216	946	72歳	8,088	4,178	4,933	2,587
56歳～60歳	2,678	1,788	1,687	1,153	73歳	8,943	4,638	5,446	2,863
61歳～65歳	3,968	2,288	2,461	1,453	74歳	9,938	5,138	6,043	3,163
66歳～70歳	5,698	2,953	3,499	1,852	75歳	11,113	5,688	6,748	3,493

※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料はP.29～P.30をご参照ください。

※本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。

医療保障保険 退職後のコース(既加入者専用コース)

69歳まで継続可

退職者専用のコース

現在、加入入院給付金日額以下で入院給付金日額 5,000円 4,000円 3,000円 の3つのコースからお選びいただけます。

医療保障保険 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	入院給付金日額			年齢区分	入院給付金日額		
	5,000円	4,000円	3,000円		5,000円	4,000円	3,000円
45歳～49歳	2,075	1,669	1,263	60歳～64歳	4,614	3,719	2,824
50歳～54歳	2,640	2,124	1,608	65歳～69歳	6,626	5,344	4,062
55歳～59歳	3,395	2,734	2,073				

※保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って算出します。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。 更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

グループ共済 退職後のコース 掛金

退職の翌年1月(退職後、初めて迎える更新日)からの月額掛金は以下の通りとなります。保障内容は原則、現職時と同内容となりますので、詳細は本パンフレットの該当ページをご覧ください。

ご退職者専用の掛金 グループ共済 月額掛金

※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料はP.29~P.30をご参照ください。

(単位:円)

加入コース	性別	払 方	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳
K (K1)	男性	月額	14,493	21,165		
		ボーナス	13,545	20,610		
	女性	月額	10,668	13,600		
		ボーナス	9,495	12,600		
A (A1)	男性	月額	13,740	20,020		
		ボーナス	13,545	20,610		
	女性	月額	10,140	12,900		
		ボーナス	9,495	12,600		
B	男性	月額	13,740	20,020		
	女性	月額	10,140	12,900		
	男性	月額	12,386	18,038		
		ボーナス	7,224	10,992		
C (C1)	女性	月額	9,146	11,630		
		ボーナス	5,064	6,720		
	男性	月額	11,203	16,305		
		ボーナス	13,545	20,610		
D (D1)	女性	月額	8,278	10,520		
		ボーナス	9,495	12,600		
	男性	月額	11,203	16,305		
		ボーナス	19,866	30,228		
D (D2)	女性	月額	8,278	10,520		
		ボーナス	13,926	18,480		
	男性	月額	11,203	16,305		
		ボーナス	26,187	39,846		
D (D3)	女性	月額	8,278	10,520		
		ボーナス	18,357	24,360		
	男性	月額	9,001	13,083	19,791	28,787
		ボーナス	13,545	20,610	32,220	47,790
E (E1)	女性	月額	6,661	8,455	11,055	14,513
		ボーナス	9,495	12,600	17,100	23,085
	男性	月額	6,802	9,863	14,894	21,641
		ボーナス	13,545	20,610	32,220	47,790
F (F1)	女性	月額	5,047	6,392	8,342	10,936
		ボーナス	9,495	12,600	17,100	23,085
	男性	月額	4,601	6,642	9,996	14,494
		ボーナス	13,545	20,610	32,220	47,790
G (G1)	女性	月額	3,431	4,328	5,628	7,357
		ボーナス	9,495	12,600	17,100	23,085
	男性	月額	2,402	3,422	5,099	7,348
		ボーナス	7,224	10,992	17,184	25,488
H (H1)	女性	月額	1,817	2,265	2,915	3,780
		ボーナス	5,064	6,720	9,120	12,312
	男性	月額	2,164	3,074	4,571	6,578
		ボーナス	1,642	2,042	2,622	3,393
I	女性	月額	877	1,191	1,707	2,399
	男性	月額	697	835	1,035	1,301
J	女性	月額	539	696	954	1,300
	男性	月額	449	518	618	751

71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
18,771	20,708	22,931	25,518	28,573
62,595	69,300	76,995	85,950	96,525
9,528	10,542	11,738	13,038	14,468
30,600	34,110	38,250	42,750	47,700
9,487	10,455	11,567	12,860	14,388
33,384	36,960	41,064	45,840	51,480
4,865	5,372	5,970	6,620	7,335
16,320	18,192	20,400	22,800	25,440
8,486	9,350	10,342	11,496	12,859
4,362	4,814	5,348	5,928	6,566
3,057	3,355	3,697	4,095	4,565
1,635	1,791	1,975	2,175	2,395
1,629	1,778	1,949	2,148	2,383
918	996	1,088	1,188	1,298

※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料はP.29～P.30をご参照ください。

(単位：円)

加入コース	性別	払 方	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳
2,000万円	男性	月額	6,770	9,910	15,070	21,990
	女性	月額	4,970	6,350	8,350	11,010
1,500万円	男性	月額	5,078	7,433	11,303	16,493
	女性	月額	3,728	4,763	6,263	8,258
1,000万円	男性	月額	3,385	4,955	7,535	10,995
	女性	月額	2,485	3,175	4,175	5,505
800万円	男性	月額	2,708	3,964	6,028	8,796
	女性	月額	1,988	2,540	3,340	4,404
650万円	男性	月額	2,202	3,222	4,899	7,148
	女性	月額	1,617	2,065	2,715	3,580
580万円	男性	月額	1,964	2,874	4,371	6,378
	女性	月額	1,442	1,842	2,422	3,193
200万円	男性	月額	677	991	1,507	2,199
	女性	月額	497	635	835	1,101
100万円	男性	月額	339	496	754	1,100
	女性	月額	249	318	418	551

※K～Zコースの方の掛金は月額部分だけの控除となります。K1～H1はボーナス月の掛金も必要です。

※掛け金は概算掛け金であって正規掛け金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛け金と異なった場合には初回に遡って算出します。

※本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(災害保障特約・半年払保険料併用特約・年金払特約・子ども特約・子ども災害保障特約)をセットしたもので
す。

※本制度は本人と配偶者がセットで加入するもので、配偶者のみの加入はできません。

※ボーナス給付のみの加入はできません。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者
同時に脱退となります。

※配偶者については、主契約保険金額・災害保障特約保険金額それぞれについて本人と同額またはそれ以下の保険金額でお申込ください。

※配偶者、子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の掛け金は月払のみです。

※本人月額掛け金は制度運営費200円が含まれております。

71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
14,285	15,775	17,485	19,475	21,825
7,175	7,955	8,875	9,875	10,975
11,428	12,620	13,988	15,580	17,460
5,740	6,364	7,100	7,900	8,780
9,287	10,255	11,367	12,660	14,188
4,665	5,172	5,770	6,420	7,135
8,286	9,150	10,142	11,296	12,659
4,162	4,614	5,148	5,728	6,366
2,857	3,155	3,497	3,895	4,365
1,435	1,591	1,775	1,975	2,195
1,429	1,578	1,749	1,948	2,183
718	796	888	988	1,098

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳＝2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超えて40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛け金は前年度と変わります。

※死亡保険の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛け金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛け金が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※上記以外の年齢に該当する方は保険会社までお問い合わせください。

医療保障保険 退職後のコース

退職後(2025年1月1日より)69歳まで継続可

- ◆退職日直前「医療保障保険」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。
- ◆退職後も引き続き、病気やケガで入院した場合、継続した2日以上の入院で1日目より入院給付金を日額支払

※詳細はパンフレットをご一読ください。

退職後のコース

退職日直前の加入入院給付金額以下で入院給付金額 **8,000円 5,000円 3,000円** の3つのコースからお選びいただけます。

医療保障保険 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	入院給付金日額		
	8,000円	5,000円	3,000円
45歳～49歳	3,293	2,075	1,263
50歳～54歳	4,188	2,640	1,608
55歳～59歳	5,378	3,395	2,073
60歳～64歳	7,299	4,614	2,824
65歳～69歳	10,472	6,626	4,062

医療費支援制度 退職後のコース

退職後(2025年1月1日より)75歳まで継続可

- ◆退職日直前「医療費支援制度」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。

- ◆退職後も引き続き、病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、先進医療による療養を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払い

※詳細はパンフレットをご一読ください。

退職後のコース

退職日直前の加入支援給付金額以下で支援給付金額 **5万円 2.5万円** の2つのコースからお選びいただけます。

医療費支援制度 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	支援給付金額(コース)		年齢区分	支援給付金額(コース)					
	5万円コース			2.5万円コース					
	男性	女性		男性	女性				
45歳～49歳	963	993	518	533	71歳	3,098	2,433	1,586	1,253
50歳～54歳	1,238	1,108	656	591	72歳	3,228	2,548	1,651	1,311
55歳～59歳	1,673	1,288	873	681	73歳	3,363	2,663	1,718	1,368
60歳～64歳	2,298	1,593	1,186	833	74歳	3,518	2,788	1,796	1,431
65歳～69歳	2,708	1,998	1,391	1,036	75歳	3,673	2,913	1,873	1,493
70歳	2,983	2,318	1,528	1,196					

重病克服支援制度 退職後のコース

退職後(2025年2月1日より)75歳まで継続可

- ◆退職日直前「重病克服支援制度」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。

- ◆退職後も引き続き、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中に所定の手術を受けられたとき一時金または年金をお支払い

※詳細はパンフレットをご一読ください。

退職後のコース

退職日直前の加入保険金額以下で **500万円 400万円 300万円 100万円** の4つのコースからお選びいただけます。

重病克服支援制度 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	男性															
	主契約	500万円			400万円			300万円			100万円					
		7大 疾病 保障 特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	合計 保険料	主契約	7大 疾病 保障 特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	合計 保険料	主契約	7大 疾病 保障 特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	合計 保険料				
年齢区分	保険金額 500万円	保険金額 250万円	保険金額 50万円	合計 保険料	保険金額 400万円	保険金額 200万円	保険金額 40万円	合計 保険料	保険金額 300万円	保険金額 150万円	保険金額 30万円	合計 保険料				
46歳～50歳	4,005	1,700	235	5,940	3,204	1,360	188	4,752	2,403	1,020	141	3,564	801	340	47	1,188
51歳～55歳	6,660	2,700	360	9,720	5,328	2,160	288	7,776	3,996	1,620	216	5,832	1,332	540	72	1,944
56歳～60歳	10,440	4,600	620	15,660	8,352	3,680	496	12,528	6,264	2,760	372	9,396	2,088	920	124	3,132
61歳～65歳	16,285	7,325	1,135	24,745	13,028	5,860	908	19,796	9,771	4,395	681	14,847	3,257	1,465	227	4,949
66歳～70歳	24,120	10,575	1,740	36,435	19,296	8,460	1,392	29,148	14,472	6,345	1,044	21,861	4,824	2,115	348	7,287
71歳	30,360	13,025	2,075	45,460	24,288	10,420	1,660	36,368	18,216	7,815	1,245	27,276	6,072	2,605	415	9,092
72歳	32,805	13,900	2,195	48,900	26,244	11,120	1,756	39,120	19,683	8,340	1,317	29,340	6,561	2,780	439	9,780
73歳	35,455	14,750	2,305	52,510	28,364	11,800	1,844	42,008	21,273	8,850	1,383	31,506	7,091	2,950	461	10,502
74歳	38,385	15,650	2,420	56,455	30,708	12,520	1,936	45,164	23,031	9,390	1,452	33,873	7,677	3,130	484	11,291
75歳	41,665	16,275	2,535	60,475	33,332	13,020	2,028	48,380	24,999	9,765	1,521	36,285	8,333	3,255	507	12,095

女性																
年齢区分	500万円				400万円				300万円				100万円			
	主契約	7大 疾病 保障 特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	合計 保険料	主契約	7大 疾病 保障 特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	合計 保険料	主契約	7大 疾病 保障 特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	合計 保険料	主契約	7大 疾病 保障 特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	合計 保険料
	保険金額	保険金額	保険金額		保険金額	保険金額	保険金額		保険金額	保険金額	保険金額		保険金額	保険金額	保険金額	
46歳～50歳	3,700	2,375	500	6,575	2,960	1,900	400	5,260	2,220	1,425	300	3,945	740	475	100	1,315
51歳～55歳	4,845	3,025	515	8,385	3,876	2,420	412	6,708	2,907	1,815	309	5,031	969	605	103	1,677
56歳～60歳	5,975	4,025	595	10,595	4,780	3,220	476	8,476	3,585	2,415	357	6,357	1,195	805	119	2,119
61歳～65歳	8,490	4,775	805	14,070	6,792	3,820	644	11,256	5,094	2,865	483	8,442	1,698	955	161	2,814
66歳～70歳	11,220	6,375	905	18,500	8,976	5,100	724	14,800	6,732	3,825	543	11,100	2,244	1,275	181	3,700
71歳	13,930	7,250	990	22,170	11,144	5,800	792	17,736	8,358	4,350	594	13,302	2,786	1,450	198	4,434
72歳	15,300	7,525	1,025	23,850	12,240	6,020	820	19,080	9,180	4,515	615	14,310	3,060	1,505	205	4,770
73歳	16,810	7,825	1,060	25,695	13,448	6,260	848	20,556	10,086	4,695	636	15,417	3,362	1,565	212	5,139
74歳	18,385	8,100	1,095	27,580	14,708	6,480	876	22,064	11,031	4,860	657	16,548	3,677	1,620	219	5,516
75歳	20,030	8,550	1,135	29,715	16,024	6,840	908	23,772	12,018	5,130	681	17,829	4,006	1,710	227	5,943

退職後継続可能年齢について

※年齢は保険年齢です。

グループ共済

※保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って算出します。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいたします。

(例)保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6カ月を超えて満40歳6カ月まで。

(例) 保険年齢40歳（2023年1月1日現在満39歳8ヶ月）と超え満40歳8ヶ月
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

ただし、重慶市支局は制度の保険年齢については2025年3月1日を其准拠として計算するため下記の通りとなります。

(例) 保険年齢40歳 - 2025年2月1日現在満20歳6ヶ月を過ぎ満40歳6ヶ月まで

(例) 保険年齢40歳 = 2025年2月1日現在満39歳6ヶ月を超えて満40歳6ヶ月まで。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されたもの

今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

醫療保障保險

医療費支援制度

重病克服支援制度

Memo

Memo

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社 : <https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社 : <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

－死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お問い合わせ先

●制度内容に関するお問い合わせ

広島県学校生活協同組合

0120-64-3312

〒732-0052 広島市東区光町2-8-32 エコード広島2F

●その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部法人営業部

082-247-6987

〒730-0035 広島市中区本通6-11明治安田生命広島本通ビル
9階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

MY-A-24-医-005450 MY-A-24-団医-005451 MY-A-24-特疾-005452 MYG-A-24-L-239 MYG-A-24-傷-240 MYG-A-24-ア-241

MY-A-24-団-005449 MYG-A-24-S-242 MYLP-パ-24-健サ-001